令和7年度津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱(目的)

第1条 この要綱は、原材料価格・物価の高騰の影響を受けながらも障がい福祉サービスの安定的な提供を継続している障がい福祉サービス事業所等を支援するため、予算の範囲内で支給する津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

- 第2条 次に掲げる各号のいずれにも該当する場合、支援金の交付を受けることができる。
 - (1) 津島市内に所在する事業所等(ただし、国、都道府県又は市が運営する事業所等を除く。) を運営する法人(以下「事業者等」という。) であって、別表に該当するサービスを提供していること。
 - (2) 令和7年9月1日(以下「基準日」という。) 時点において、津島市内に事業所等を有すること。

(給付金額)

第3条 支援金の額は、1事業所あたり10万円とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする者は、津島市障がい福祉サービス事業所等物 価高騰対策支援金交付申請書(兼請求書)(様式第1号。以下「申請書」という。) を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに審査のうえ、その可否を決定し、 津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書 (様式第2号)により、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知しな ければならない。

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により、交付を決定した場合、申請者に対し、速やかに 支援金を交付する。

(交付の取消等)

- 第7条 市長は、支援金の交付をした場合において、事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。
 - (1) 申請の取下げがあった場合
 - (2) 本要綱に違反した場合
 - (3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
 - (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが 適当でないと認められた場合

(検査等)

第8条 市長は、申請者に対し、支援金の交付対象となる事業所等に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第2条関係)

類型	サービス種別
入所系	施設入所支援
	短期入所
	共同生活援助
通所系	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	生活介護
	地域活動支援センター
	日中一時支援
	自立訓練(機能・生活訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型
	就労定着支援
訪問系	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	移動支援
	訪問入浴
	保育所等訪問支援
	自立生活援助
相談支援	計画相談支援
	障害児相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援

注1:同一施設で同一系統の事業を行っている場合は、交付対象は一事業所のみと する。ただし、同一施設であっても、別系統の事業を行っている場合は、サ ービス種別ごととする。

注2:共同生活援助については、共同生活住居が複数ある場合でも交付対象は事業 所単位とする。

注3:対象としない事業所

- ① 令和6年4月から令和7年9月までの障害福祉サービス費等請求実績がない事業所
- ② 基準日時点において休止、又は令和7年度中に休止、廃止する予定の事業所

(宛先) 津島市長

津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書 (兼請求書)

津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、 令和7年度津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第4条 の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 申請者

法人名·代表者	
(職・氏名)	(職・氏名)
	干
法人住所・所在地	
	連絡先電話番号: ()

2 交付対象事業所

No.	事業所名	サービス種別	事業所所在地
1			
2			
3			
4			
5			

※5件を越える場合は、別添で記載

3 申請(請求)する金額

金	円

4 振込先口座

金融機関名			銀行・農協・金庫・組合
支店名			本店・支店・支所・出張所
種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

※交付申請は1回のみです。振込口座は申請者と同一名義の口座としてください。

(別添)

2 交付対象事業所

No.	事業所名	サービス種別	事業所所在地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

第 号年 月 日

様

津島市長

津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付(不交付) 決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金については、交付(不交付)が決定しましたので、令和7年度津島市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

交付決定額金

円

(不交付の場合不交付の理由)

(取扱担当 福祉部福祉課 福祉グループ 電話 0567-24-1115 (直通))